

第五回臨時議会

三議案を可決

第五回臨時議会が、九月三日議場で開催され、黒崎町公民館製作地区の建築工事請負契約の締結など、三議案を原案どおり可決しました。

議案内容

- 一 黒崎町公民館製作地区建築工事
- 二 指名競争入札により、三千五百万円、柿志員組が落札、工期は五十五年二月二十九日まで
- 三 専決処分承認
- 四 一般会計補正予算(第四回)
- 五 黒崎町公民館製作地区委託金、二百五十九万八千円を増額し、歳入歳出の総額を、二十七億三千九百九十九万九千円に
- 六 農村公団設置事業特別会計補正予算(第二回)
- 七 百一十二万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、一億九千五百七十七万三千円に

金巻にライスセンター

一日二〇〇〇、二四〇俵を処理

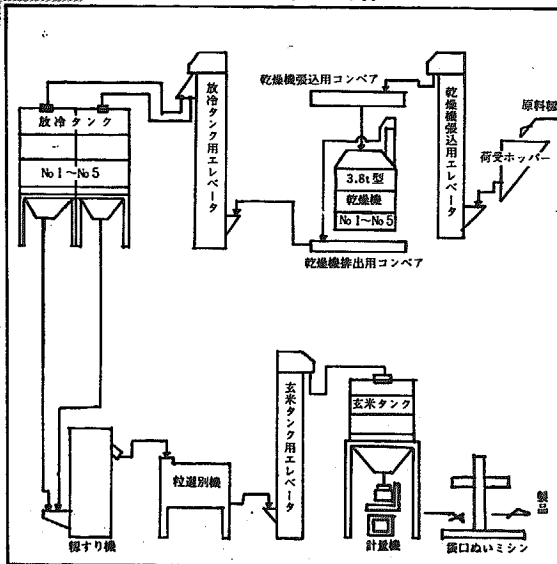
金巻にライスセンター(二五〇平方メートル)が、八月下旬に完成し、小平方に次いで本町では二番目の共同機械処理施設として、大きな成果を上げています。

これは、昭和五十二年度から、地域農政特別対策事業として、小平方、金巻、木場の三地区の農家で組合を結成し、高効率農機具及び機械施設の導入を図り、稲作の一貫作業を樹立することにより、農業経営の安定と、農作業の省力化をさらに推進して行こうというものです。



▲初の製品に検査を慎重に行う組合員

処理経路



徴として、①従来の乾燥機にくらべ音が静かなこと。②籾が及び乾燥ゴミが作業室と区分され、ほこりっぽくない、などの点が他の施設と異っており、水田面積一四、五ヘクタールを、十二、三日で処理できると、収穫の喜びを語っています。

日本の音をプレゼント

津軽三味線 木田松栄次らが
十月十四日(日)午前十一時
黒崎町「老人いっしょの家」
おさそいあわせて、民謡の一日を
お楽しみにお出かけください。

国民年金は強制

二十歳になったら

加入届を



ことし、二十歳を迎えるみなさん、みなさんが生まれた昭和三十四年に発足した年金制度をご存知でしょうか。それは国民年金です。あれから二十年、みなさんと国民年金はともに成人式を迎えました。この国民年金には、二、八〇〇万人という国民が加入し、四〇

〇万人以上の人たちがこの制度から年金を受けています。みなさんが二十歳となって大人の仲間入りをするとき、多くの権利が与えられ、同時に義務や責任も課せられますが、国民年金に加入することもその一つです。

この国民年金には、会社や工場、官庁などに勤めている人およびその配偶者、あるいは昼間部の大学生を除いた二十歳から五十九歳までの人が、必ず加入しなければなりません。ところで、若い人たちがとって「老後のこと」は遠い将来

来のことと考えるのも、若さあふれることとあつてみれば、それも無理のないことでしょう。

しかし、国民年金は老後の所得保障としての老齢年金ばかりでなく、永い人生の途中における不幸な出来事にも年金が支給されます。たとえば、病気やけがで障害者になったときは障害年金、一家の働き手であるご主人が亡くなり母

- ①世帯更生資金貸付制度の要綱に規定する低所得世帯であること
- ②特別保険料の納付を行わないと、通算老齢年金または老齢年金の受給資格期間を満たすことができない人がいる世帯であること
- ③特別保険料を納める経費の貸付が必要とする世帯であること

●貸付条件

①貸付限度額一人当りの特別保険料の納付にかかる額の半以内で貸付けるが、その額は二十五万円を限度とする。

②貸付金の償還期限は据置期間を経過後、三年以内とする。

③利率は据置期間中は無利子で、据置期間の経過後は年二パーセントの利子とする。

④据置期間一貸付けの日から六か月以内とする。

●貸付の事務手続きなど、詳細のことについては、役場福祉課または、住民課におたずねください。

特例納付に 福祉資金制度の活用

さきごろ、世帯更生資金の貸付制度要綱の一部が改正されました。今回の改正により、国民年金の老齢年金または通算老齢年金を受けることができず、いわゆる「無年金者」が、特別保険料を納めて年金権を復活させる場合、その資金の半分を「福祉資金」として

借りられるようになりました。それでは、福祉資金の貸付制度を紹介いたします。

●貸付対象

貸付けの対象となる世帯は、次の三つの条件のすべてに該当しなければなりません。

行政相談

不平不満

はこの機会に

行政相談は住民の皆さんから、国や県、市町村、公社、公庫、公団などに対する苦情や意見、要望を申し出に際し、その一つ一つの解消や実現または改善を図り、行政運営に反映させるのがその目的です。毎年、この十月中旬に行政相談週間が設けられておりますが、今年も日程表

行政相談会等日程表

月日	時間	会合名	場所	相談担当者	出加者
10月14日	午後7時～9時	座談会	黒鳥公民館	行政相談委員	自治会各種役員
10月15日	午後1時～4時	定例相談	木場公民館	行政相談委員	一般
10月16日	午後1時～4時	巡回相談	板井公民館	行政相談委員	一般
10月18日	午後1時～4時	巡回相談	立仏公民館	行政相談委員	一般
10月19日	午後1時～2時	行政懇談会	役場議場	●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員	一般
	午後2時～4時	合同相談	同上	●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員 ●黒崎町議会議員	一般
10月20日	午後1時～3時	定例相談	役場第一委員会室	行政相談委員	一般
	午後7時～9時	座談会	北場公民館	行政相談委員	自治会各種役員

のとおり、行政相談週間を設定しました。この機会に各行政に対し、不平・不満・苦情・要望などがありましたら、お申し出下さい。なお、十月十九日には「合同相談」として、人権相談をはじめ、各担当委員が相談に応じますから、ご遠慮なくお申し出下さい。行政相談人権相談等いずれも無料で、秘密は厳守されます。